

《開発事業協議会に要する資料》

◆ 開発事業協議会とは

条例に基づき、市内で行われる開発事業（条例第 41 条関係）に関する助言、指導及び審査を行うにあたり、関係課との協議を行うため、開発事業協議会を設置しています。

※ 開催スケジュールは別紙参照（HP）。

◆ 開発事業協議会での協議回数

原則として3回開催します。

- ① 開発事業事前協議書の提出後、条例第 43 条に基づく助言又は指導を行うにあたって1回
→事前協議
- ② 条例第 48 条に基づく指導書の交付を行うにあたって1回（近隣住民及び周辺住民の理解が得られていると認められる場合は、本手続を省略）
→指導協議
- ③ 条例第 50 条に基づく開発基準の適合審査を行うにあたって1回
→審査協議

◆ 資料の提出時期

開発事業事前協議書又は開発事業申請書の提出以降、開発事業協議会の開催日の開庁日6日前までに協議会に要する下記の資料を別途提出してください。

資料の提出・補正が間に合わない場合、次回以降の審査になりますので、ご注意ください。

1. 開発事業事前協議書又は開発事業申請書
2. 案内図
3. 公図の写し
4. 土地利用計画図
5. 公共施設新旧対照表
6. 各階平面図、立面図（建築行為を伴う場合）
7. 日影図（中高層建築物に該当する場合）
8. 緑化計画図
9. その他必要な図書（求積図、雨水浸透計算書 など）

<提出方法>

各資料・図面ごとに pdf ファイルを作成して、下記担当へメールにて提出してください。

（担当）国分寺市都市企画部都市づくり課開発事業担当

✉ machisuishin@city.kokubunji.tokyo.jp